

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局総務課

目 次

頁

(重点事項)

1	社会保障・税一体改革素案について	1
2	地域生活定着支援事業の推進について	6
3	ひきこもり対策推進事業の推進について	11
4	災害対策等について	14

(連絡事項)

1	無料低額老人保健施設に係る固定資産税減免措置の規程の見直し について	31
2	社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	31
3	共同募金運動について	32

(参考資料)

1	平成24年度予算案の概要	33
2	平成24年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	40
3	福祉避難所の指定状況について	41

重 点 事 項

1 社会保障・税一体改革素案について

1 生活困窮者対策の推進・生活保護の見直しについて

政府・与党では、昨年六月に決定された「社会保障・税一体改革成案」で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って更にその具体化に向けた議論を行い、本年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定したところである。

「社会保障・税一体改革大綱」においては、未来への投資（子ども・子育て支援）の強化、医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化などの社会保障改革の方向性や具体的な改革内容が示されており、この改革の柱の一つとして、貧困・格差対策の強化が掲げられている。

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得者へきめ細やかな配慮を行うことにより、貧困・格差対策の強化に取り組むことは喫緊の課題である。

このため、貧困・格差対策の強化については、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）の策定（平成24年秋目途）に向け、検討を進めていく予定である。

（1）生活困窮者対策の推進

第二のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備等を進めるため、国の中期プランを策定することや、生活困窮者の自立に向けた生活支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討することを予定している。

（2）生活保護制度の見直しについて

生活保護の見直しについては、国民の国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組んでいく予定である。

なお、平成24年度における当面の対策として、生活保護制度において、以下の取り

組みを実施する。

ア 生活保護受給者の就労・自立支援の充実

ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

イ 生活保護の適正化の徹底

支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

(参考) 社会保障・税一体改革大綱(抄)

6. 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)(一部再掲)

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

○ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(平成24年秋目途)

i 生活困窮者対策の推進

○ 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。

a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。

b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。

ii 生活保護制度の見直し

○ 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

＜平成24年度における主な関連施策＞

○ 当面の対策として、生活保護制度において、以下の取組を実施する。

i 生活保護受給者の就労・自立支援の充実

○ ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

ii 生活保護の適正化の徹底

○ 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

社会保障・税一体改革で目指す将来像

～未来への投資(子ども・子育て支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保障
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り

社会経済の変化に対応した
社会保障の機能強化
が求められる

➡ 現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築

改革のポイント

- ◆ 共助・連帯を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の充実と徹底した給付の重点化・効率化を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく世代内での公平を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・子育て」の4分野に拡大＜社会保障4経費＞
- ◆ 社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時達成⇒2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げ
- ◆ 就労促進により社会保障制度を支える基盤を強化

改革の方向性

①
未来への投資
(子ども・子育て支
援)の強化

・子ども・子育て
新システムの創設

②
医療・介護サービ
ス保障の強化／社会
保険制度のセーフ
ティネット機能の強化

・地域包括ケアシステムの
確立
・医療・介護保険制度のセ
ーフティネット機能の強化
・診療報酬・介護報酬の
同時改定

③
貧困・格差対策の
強化(重層的セーフ
ティネットの構築)

・生活困窮者対策と生活
保護制度の見直しを総合
的に推進
・総合合算制度の創設

④
多様な働き方を支
える社会保障制度
へ

・短時間労働者への
社会保険適用拡大
・新しい年金制度の検討

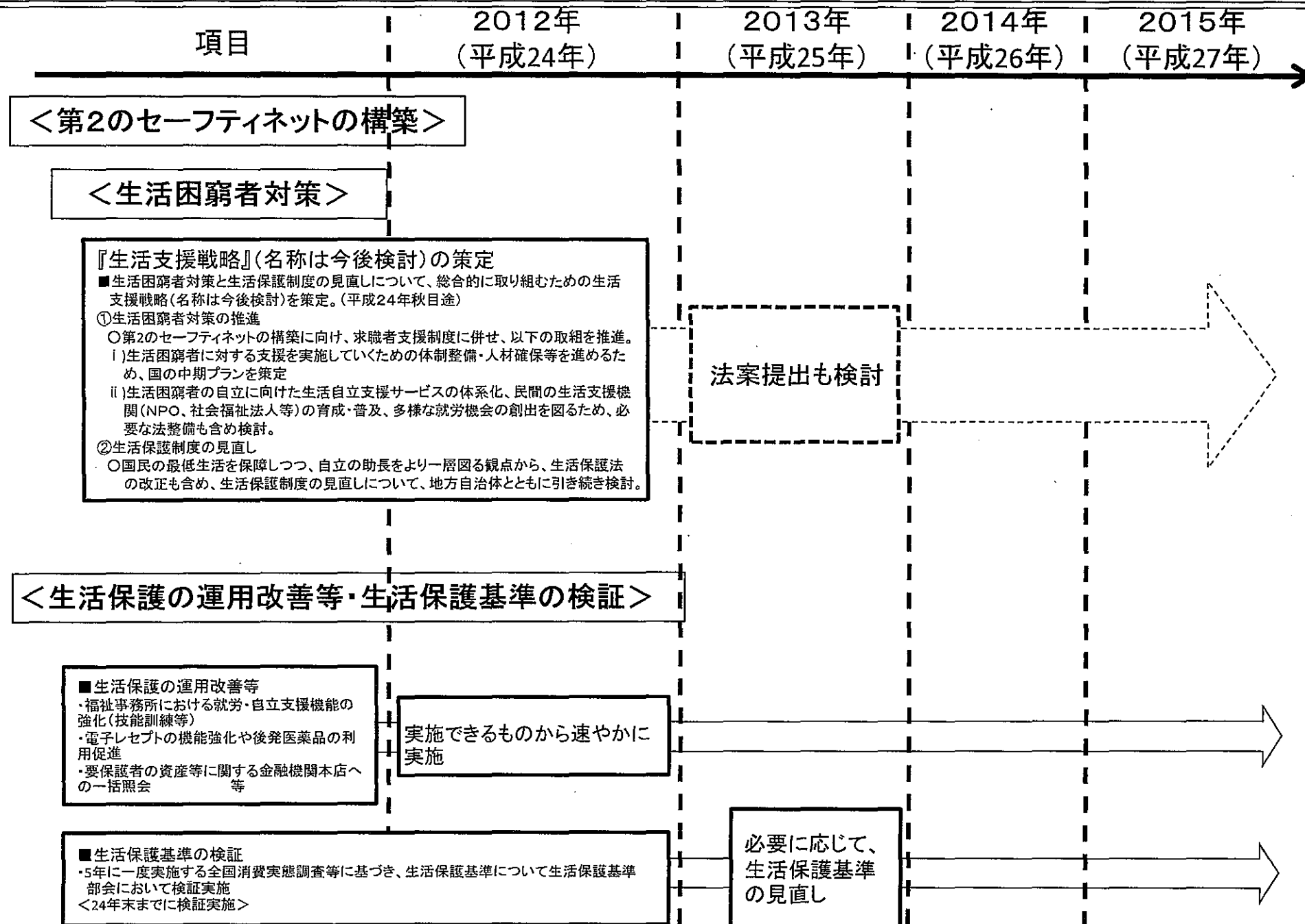
⑤
全員参加型社会、
ディーセント・ワーク
の実現

・有期労働契約法制、パー
トタイム労働法制、高年齢
者雇用法制の検討

⑥
社会保障制度の
安定財源確保

・消費税の引上げ
(基礎年金国庫負担
1/2の安定財源確保
など)

現時点で考えているスケジュール



2 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について

(1) 事業概要

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。
- このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に設置している。

(2) 「地域生活定着支援センター」の設置状況

- 平成24年2月末時点において、47都道府県のうち、45都道府県においてセンターが設置されている（福島県、新潟県については平成24年3月設置予定）。

(3) 「地域生活定着促進事業」の実施

- 従来は、矯正施設退所までの帰住先の調整業務が中心であり、退所後の定着支援は十分に実施されてこなかったが、平成24年度においては、矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充することとし、より地域への継続的な定着を促進することとした。そのため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施することとしているので、一層の積極的な取り組みについてお願いしたい。

地域生活定着促進事業での地域生活定着支援センターの主な業務

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

- なお、コーディネート業務を実施するにあたり、特別調整候補者の選定期期について、「保護観察所の長が特別調整対象者として選定する時点で、可能な限り、出所又は出院までの期間が6か月以上確保されるよう、特別調整候補者の選定期期について配慮する。」旨法務省矯正局より矯正施設あて事務連絡（平成23年3月30日）が発出されているので、御配意願いたい。

（４）予算案の内容

- 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金（237億円）」のメニュー事業として実施する。
 - ア 補助基準額
センター1ヶ所あたり、2500万円以内（予定）
 - イ 補助率
定額（10／10相当）

（参考1）

地域生活定着促進事業実施要領（案）

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団

体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号）に十分留意されたい。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努める。

オ 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の

資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

- (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。
- (2) その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

（参考2）関連通知

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付法務省保観第206号、社援発第0401019号）
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成21年5月27日付社援総発第0527001号）

(参考) 地域生活定着促進事業

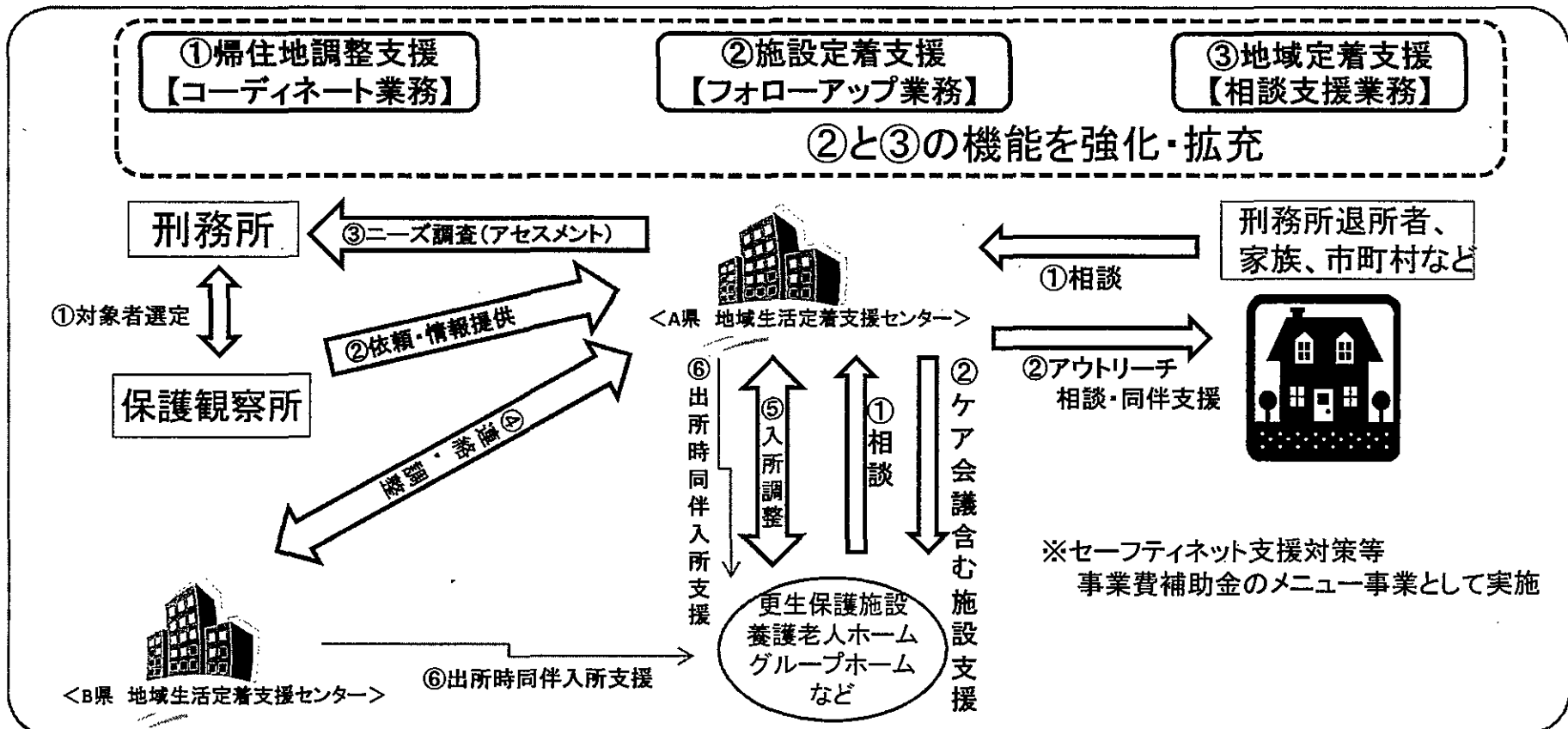
平成24年度

- 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して進める地域生活定着促進事業を推進する。
- 地域生活定着支援センターで、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行う②社会福祉施設入所後の定着のためのフォローアップ業務及び、③退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰と再犯防止に寄与する。

(参考) ○受入先がない高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人/年(平成18年法務省特別調査)

○65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は約70%、65歳以上の高齢再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)

○知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)



3 ひきこもり対策推進事業の推進について

(1) 事業の主旨及び概要

○ ひきこもり施策に係る新たな取り組みとして、平成21年度から、「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に設置している。

○ 本センターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものである。

本センターに配置される「ひきこもり支援コーディネーター」を中心に、電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、保健所、医療機関、地域若者サポートステーション等の地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報を広く提供する役割を担うものである。

(2) 「ひきこもり地域支援センター」の設置状況

○ 平成24年2月末時点において、全国の都道府県・指定都市のうち、32の自治体において、「ひきこもり地域支援センター」が34ヶ所設置されている。

○ ひきこもり対策の充実を図るためには、ひきこもりに特化した「ひきこもり地域支援センター」が必要であると考えており、センターを設置していない自治体におけるは、本事業を活用し、本センターを設置することについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

(センター未設置自治体)

青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市

(3) 訪問支援による相談機能の充実について

○ 平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とする支援が有効な方法とされたことから、平成23年度から、訪問支援機能の充実のため、事業費を増額したところであるので、積極的な訪問支援の実施について、御配意願いたい。

(4) 予算案の内容

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金（237億円）」のメニューとして実施（ひきこもり対策担当部局が別部局の場合は、本件の周知等についてお願いしたい。）。

ア 補助基準額

- ・ 児童期又は成人期のセンター（1ヶ所当たり）
1000万円以内（補助額500万円以内）
- ・ 児童期・成人期を兼ねるセンター
ひきこもり支援コーディネーターを4名以上（専門職2名以上）配置、
2000万円以内（補助額1000万円以内）。
ひきこもり支援コーディネーターを2名以上4名未満（専門職1名以上）配置、
1000万円以内（補助額500万円以内）。

イ 補助率

1／2

(5) その他

- ひきこもり支援技術の向上、情報の共有、研究協議を目的として、「ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会（事務局：和歌山県精神保健福祉センター内）」が平成23年12月に発足した。センター設置自治体及び未設置自治体におかれても、本全国連絡協議会の実施する事業に積極的に参加するなど、特段の御配慮をお願いしたい。
- なお、ひきこもりに関連する部局は、医療、教育、福祉、及び青少年育成等、多岐にわたるため、各自治体におかれては、関係部署との連携に御配慮願いたい。

(参考1)

「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」（平成22年4月施行）は教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることをその内容としている。本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

(参考2)

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」（研究代表者 齊藤万比古）

http://www.ncgmkohndai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf

(参考)ひきこもり地域支援センターの概要

課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士等）」を置き、次の事業を行う。

①第1次相談窓口と 家庭訪問中心とした支援



ひきこもり本人、家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行う。
また、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

②他の関係機関との連携



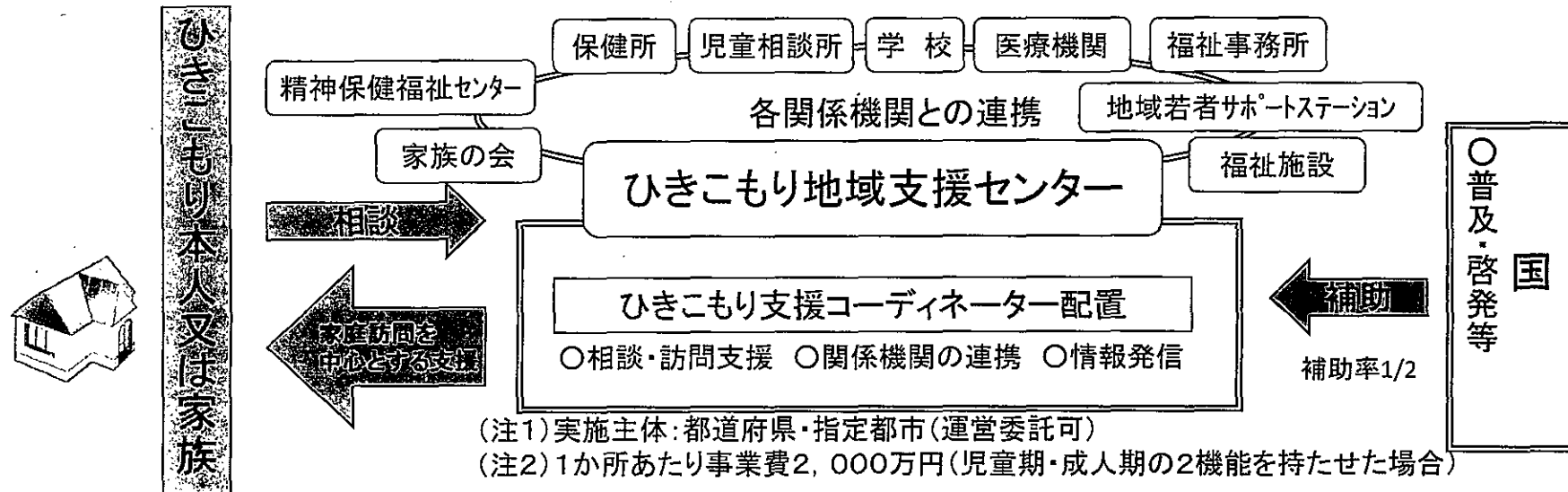
対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

③情報発信



リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図



4 災害対策等について

1 東日本大震災を踏まえて、今後の防災態勢の強化について

平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の国内観測史上最大の巨大地震が発生した。

それにより発生した大津波は、宮城県、岩手県、福島県を中心に、東日本太平洋岸一帯に甚大な被害をもたらした。

地震発生からまもなく1年となるが、これまでの災害救助法での対応を踏まえて、当面する今後の災害時における主要課題について説明する。

(1) 避難所の運営等について

避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じること。

整備にあたっては、購入による整備の他、必要に応じてリース等の活用も図るとともに、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

- ① 畳・マット・カーペット等の整備
- ② 間仕切り用パーティションの設置
- ③ 冷暖房機器、テレビ、ラジオの設置
- ④ 仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機を含む）・簡易シャワー・仮設風呂等の設置
- ⑤ 仮設トイレの設置（高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレを必要に応じて設置すること）

上記の整備に加え、女性用の更衣室や乳幼児がいる女性への配慮としての授乳室の設置など、女性や子育て世帯へのニーズに配慮するため、避難所の運営に女性の参画を推進するとともに、避難所の開設については、女性のニーズや視点を取り入れるなどの工夫をお願いする。

また、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の

注意をお願いしたい。

なお、応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等、特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用した福祉避難所の開設をするなどの対応を行われたい。

(2) 福祉避難所の設置・推進について

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあつては、一般の避難所では生活に支障をきたすことがあるため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要となる。そのため、それらの者に対して適切にサービスを提供する避難所として、福祉避難所の設置及びその推進が求められているところである。

厚生労働省では、福祉避難所の設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示しするとともに、毎年、災害救助担当者全国会議等を通じて、周知等に努めているところであるが、平成23年3月末現在、合計で7,546か所、1か所以上指定済の市町村割合は41.8%である。

各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、次の事項についても留意し、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取り組みをお願いしたい。

なお、都道府県においては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図り、管内市町村への支援を行うようお願いしたい。

- 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー）された施設）の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等

の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家の派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。

- 災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材があげられる。災害時においては、この消耗器材の円滑な供給体制の確保が図られるよう、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 高齢者、障害者等の災害時要援護者本人が参加する当事者参加型の訓練を行うことによって、具体的なニーズを把握することが可能である。これらの訓練の成果を踏まえて、改めて福祉避難所運営マニュアルを整備するなど、その質的確保を図られたいこと。
- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、次のような特別の配慮のための実費を加算することができることとなっていること。
 - ① 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
 - ② 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ③ 紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用
- 社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じる費用については、介護保険制度等による対応となり、救助の対象とはならないので留意願いたいこと。

(参考) 東日本大震災における福祉避難所において指摘された福祉避難所運営の課題等 (一例)

- 急きょ、福祉避難所に指定した避難所は、避難者の日常生活に必要な機能、設備(ベッド、車イス、杖等)が十分ではなく、避難者に少なからぬ負担をかけた。
 - 災害時に備えての生活支援物資の備蓄について検討を進める必要がある。
- 福祉避難所における医療・福祉職員の確保・配置や避難者の病院通院への交通手段の確保等について、担当部署が体制を構築するまでに時間を要した。
 - 防災・福祉・医療等の関係部局において、災害時における連携・協力がスムーズに行えるような体制を構築する必要がある。

(3) 応急仮設住宅等の提供について

応急仮設住宅の建設にあたっては、以下の点に留意のうえ、各都道府県と管内市町村の役割分担等について事前に調整を行い、被災者の避難所生活からの円滑な移行が進められるよう準備をされたい。

- 応急仮設住宅の建設については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくとともに、施工業者と事前に協定を結ぶなど準備をされたい。
- 災害の規模が著しく大きい場合等には、迅速な対応を図る観点から、発災後ただちに、おおよその見込数をもって応急仮設住宅を発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画の修正を行うことも差し支えない。
- 応急仮設住宅の建設にあたっては、手すり、スロープの設置や敷地内通路を簡易舗装するなど、できる限り物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とすること。
- 応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるので、都道府県は管内業界団体と協定を結ぶ

などにより、日頃から民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、災害発生時の入居手続き等の確認をするなどにより、早期の避難所の解消に向けた取組を行うこと。

- 今後、応急仮設住宅の基準面積、地域の環境・気象状況に応じた仕様の標準化、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として取り扱う際のルール化などを検討する予定としている。

(4) 住宅の応急修理制度について

住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかけられるよう予め実施要領を作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者の指定を行い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

なお、住家の被害認定については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど、応援、協力体制を整えておくようお願いしたい。

(5) 医療（救護班）について

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、災害のため医療の途を失った者に対して災害救助法（以下「法」という。）による医療を実施する必要がある。

このため、災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動が開始できるよう、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくとともに、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制や救護班の活動を調整する仕組みの構築を確立しておくようお願いしたい。

2 大雪、融雪出水期における防災体制の強化

今冬期においては、日本海側を中心として記録的な大雪となり、国民生活に甚大な影響を及ぼしている。

特に、青森県、新潟県、長野県では、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、法の適用を決定し、障害物の除去（除排雪）等の応急救助を実施しているところである。

各都道府県におかれては、今後も引き続き、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう体制の徹底をお願いする。

また、今冬期の大雪については、今後、融雪出水期を迎えることになると、雪崩、融雪に伴う出水及び土砂災害が発生することが懸念されるので、関係機関と緊密な連携のもと、更に一層の体制の強化をお願いする。

（１）災害救助法による障害物の除去の留意事項について

今冬期の大雪に係る法による障害物の除去（除排雪）については、既に本年２月１７日付け社会・援護局総務課長通知により、その取り扱いを示しているところであるので、各都道府県においては、この内容につき、改めて管内市町村への周知徹底をお願いする。

また、同法による住宅の除雪は、降雪による住宅の倒壊等により、住民の方が危害を受けるおそれがある場合であって、自らの資力によっては、除雪を行うことができない場合に本人に代わって行政が行うものであるが、今冬期の大雪においては、自ら除雪を行う人員の確保が難しい状況であるため、資力の有無にかかわらず、同法による住宅の除雪を行うことができる取り扱いとしている旨、併せて周知徹底をお願いする。

なお、これらの取り扱いを含め、法による救助については、同法が適用された市町村に住民票がない方についても等しく対象となることを念のため申し添える。

（２）予備費の早期執行について

被災者支援に万全を期すため、災害救助費負担金として、２３年度予

備費の使用により、大雪による法適用県（青森県、新潟県、長野県）に対し、災害救助費負担金を前倒しで交付することとしたので、当該県におかれては、管内市町村に対して速やかに資金交付をしていただくようお願いする。

3 災害救助法の運用について

都道府県は、法における応急救助の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、平常時より職員の参集体制の確保や関係部局との役割分担について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法適用や応急救助の実施等に際し、迅速かつ円滑な対応を行われたい。

（１）法適用の判断について

法適用の決定については、その後の応急救助の実施に影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

また、法の適用基準については、法施行令第１条第１項に定めており、基本的には、同項第１号、第２号及び第３項前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することとなっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第３号後段及び第４号に該当する場合、法を適用することが可能となっている。

特に、同項第４号については、多数の住民の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、

- ① 避難して継続的な救助を必要とし、

- ② 食品の給与又は救出に特殊な補給方法又は技術を必要とする場合に法を適用することが可能となっている。

このように、法の適用判断に際しては、被害住家の数だけでなく、柔軟に適用できるようになっており、迅速な応急救助の実施が可能であることに留意し、災害の状況が同項のどの規定に合致するか十分検討のうえ判断をお願いしたい。

(2) 被害状況の迅速な把握について

被害状況の把握については、法の適用判断の基礎となるだけでなく、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

特に東日本大震災においては、津波被害によりライフラインや通信ラインの途絶だけでなく、自治体の庁舎が被災したことにより、早期に正確な被害情報を得ることが困難であった。

都道府県は市町村からの情報をもとに法の適用を早急に検討し、迅速に応急救助を実施する必要があるため、日頃より市町村の被害状況の把握方法について、情報収集・連絡手段等の複数方法を検討しておくとともに、常日頃から被害状況等を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたい。

なお、法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

(3) 応急救助の実施状況の把握について

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、応急修理等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。

都道府県におかれては、救助に関する事務の一部を市町村に委任した場合には、応急救助の実施主体として、常に市町村に委任した事務の状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事

態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

また、法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

なお、法による応急救助の実施に当たっては、法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

(4) 災害救助基準について

① 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」((平成12年3月31日厚生省告示第144号)。以下、「一般基準」という。)に基づき実施されているところである。

平成23年度の一般基準は、東日本大震災により見直しを行わなかった。平成24年度の一般基準は、消費者物価指数等の変動を勘案し、必要な見直し等の検討をしており、検討結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているので、各都道府県におかれては、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい

② 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、「特別基準」を設定することが可能である。

なお、特別基準の協議(まずは電話による協議で可)にあたっては、一般基準の期限内に、協議を行う理由(被災地における当該救助の具体的実施状況等)を都道府県において十分把握のうえ、当室に連絡されるようお願いしたい。特別基準の再設定が必要となる場合についても、同様に救助の実施状況を把握のうえ当室へ連絡されたい。

(参考) 法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(5) 基金による備蓄等

法第41条第3号の規定により、事前購入された法第23条第1項に規定する給与品（以下、「基金による備蓄物品」という。）は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品であり、応急的に必要になると考えられる食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等である。

従って、厳密に言えば、救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

なお、要援護者の生活必需品として、

① 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、歩行器などの備品

② 紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材

についても基金による備蓄物品とすることが可能であるので、各都道府県におかれては、福祉避難所の事前指定とも併せて基金の活用による備蓄物品についても検討をお願いしたい。

(6) 災害時要援護者への対応について

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガ

イドライン(平成18年3月改定)」、「災害時要援護者対策の進め方について(平成19年4月)」のとりまとめや「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(平成20年4月)」において、避難支援プランの全体計画等の策定等、様々な取り組みを行ってきたところである。

各市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み(避難支援プランの全体計画の策定、個別計画の策定、災害時要援護者名簿の整備等)と併せて、福祉避難所の必要数等についての把握を行うなど、一体的な推進を図りたいこと。

なお、今後内閣府において、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況を踏まえ、ガイドラインの見直しを含め災害時要援護者の避難支援についての検討が行われることとなっている。

(7) 局地的な大雨

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭い範囲での大雨のため、状況の把握が困難である。

法による救助は、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものであるため、法に基づく適切な応急救助を行うためには、迅速な情報把握が不可欠である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より情報収集手段、被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

- 床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について（平成 16 年 10 月 28 日政防第 842 号）が発出されている。

4 災害弔慰金等

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、認定については適切に行われたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災自治体から当該自治体に対して情報提供を行う等、支給に遺漏が生じないようにご配慮願いたい。

特に、2 以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村における被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるのでご留意願いたい。

(2) 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供にもご留意されたい。

災害援護資金の貸付に当たっては、貸付を受けようとする者の申告に基づき、市町村において、その対象となる被害の認定を含めて必要な調査を行い、貸付対象とすることが適当かを確認することとされている。

都道府県におかれては、適切な災害援護資金の貸付事務が行われるよ

う市町村に対する十分な助言をお願いしたい。

なお、過去において、居住の事実がないにもかかわらず、住民登録地で被災し家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが発生しているので、貸付にあたっては十分ご留意願いたい。

5 災害救助対策事業について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

このため、災害対応時における各自治体の経験や地域住民の要望等も踏まえ、地域の特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減や未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、住宅などの部局とも調整のうえ活用されたい。

特に、福祉避難所の設置・運営に係るリーフレットの作成等、災害時要援護者支援に関する事業及びその他法による応急救助の適切な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方針であり、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金(災害救助対策等事業)

(1) 実施主体 都道府県

(2) 補助率 1/2

(3) 具体的な内容

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット(特に福祉避難所に関するもの)、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成
- ・ 災害時要援護者支援担当者研修・会議 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

- ・ 災害時の心のケア活動研修会
- ・ 図上訓練の実施
- ・ 各種事項のマニュアルの作成(発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等) 等

6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)について

(1) 国民保護救援基準の改定

平成24年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら必要な見直し等の検討をしているところであり、検討結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

(2) 国民保護(救援)関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護(救援)関連対策事業」をセーフティネット支援対策

等事業費補助金の事業の対象としている。運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図られたい。

(参考) 国民保護(救援)関連対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金(災害救助対策等事)

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 補助率 1/2

(3) 具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業、市町村担当職員研修会等

(3) 国民保護実働訓練について

国と都道府県の共同による国民保護実働訓練については、都道府県の希望等も踏まえて平成17年度より各自治体で実施されているところであるが、このうち被災者の救援にかかる訓練費用については、災害救助費等負担金による補助が可能であるので、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護実働訓練(救援)の概要

○ 災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)

(1) 実施主体 都道府県

(2) 補助率 10/10

(3) 具体的な内容

被災者の避難、炊き出し、医療などの実働訓練

7 災害救助担当者全国会議

本年度は、東日本大震災への対応のため中止したところである。平成24年度は、全国会議の開催を5月下旬から6月上旬にかけて予定しており、弾力運用等各種通知の取扱について、当室内で整理を行い、災害救助担当者全国会議等において示す予定のため、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

8 日本赤十字社等に寄せられた義援金について

日本赤十字社等（※）に寄せられた東日本大震災に係る義援金の配付に当たり、御尽力いただいていることに義援金配分割合決定委員会事務局として深く感謝申し上げます。 ※日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団

現在、義援金の配付は相当進んでいるが、引き続き、速やかな配付についてお願いする。

※配付状況は厚生労働省ホームページ参照

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/gienkin.html

今回の震災では、配付事務を行う市役所等が被害に遭い、行政機能の復旧に時間を要したことや、震災直後は避難所運営等に最優先に取り組み、義援金の配付に必要な被害認定に手が回らなかったこと、など様々なことが要因で義援金の配付の遅れなど多くの指摘があった。

各自治体では、被災者への速やかな生活支援を行う観点から、平時より、被災者支援に活用できるシステムの導入を図る必要がある。

そのため、総務省も推奨する「被災者支援システム（※）」などの被災者情報を集約するシステムを導入するなど、災害時の活用に備えることが必要である。

また、今回の東日本大震災に係る義援金の配分対象となった15都道府県では、日本赤十字社等の義援金受付団体が設置した「義援金配分割合決定委員会」の第2次配分に当たっての共通認識（6月6日会合）に基づき、配分基準や配分実績等について速やかに公表し、義援金の配付に係る透明性を確保するようお願いする。

※被災者支援システム

- ・兵庫県西宮市が阪神・淡路大震災の時に開発した被災者情報を集約するシステム。
- ・世帯毎に①犠牲者の有無、②家屋の状態、③避難先、④罹災証明書発行の履歴、⑤銀行口座番号、⑥義援金の支給状況など、支援に必要なデータを住民基本台帳のデータを一括して管理。
- ・総務省が平成21年にCD-Rで全国の自治体に配付。財団法人地方自治情報センターが管理しており無料で公開。

連 絡 事 項

1 無料低額老人保健施設に係る固定資産税減免措置の規定の見直しについて

(1) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業の概要

生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（社会福祉法第2条第3項第9号）については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発1277・老発275）（以下、「基準通知」という。）において、事業の基準及びその運用等について、お示ししているところである。

当該事業については、無料又は低額で利用した者が全利用者に占める割合（以下、「減免者割合」という。）に応じて固定資産税が減免されるなど、税制優遇措置が講じられている。

(2) 現行の地方税法施行規則における減免者割合の算定方法

現行の地方税法施行規則においては、介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用の10%に相当する金額以上を減免された利用者の人数を基に、減免者割合を算定することとされている。

(3) 改正の内容

基準通知においては、介護保健施設サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則第79条に規定する費用（食費・居住費等）の合計額）の10%に相当する金額以上を減免した利用者の人数を基に、減免者割合を算定することとしている。

平成24年度税制改正において地方税法施行規則を改正し、基準通知で示している事業運用基準と同様の算定方法とすることが予定されているので、御了知おかれたい。

2 社会福祉事業従事功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々の御協力を賜っているところである。

平成24年度の大臣表彰実施要領については、後日通知し、候補者の推薦依頼等

を行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成24年7月末までにご提出いただくことを予定しているので、特段の御協力をお願いしたい。

(参考)

○ 平成24年度全国社会福祉大会日程 (予定)

・開催日：平成24年11月16日 (金)

・場 所：日比谷公会堂 (東京都千代田区日比谷公園内)

3 共同募金運動について

共同募金は、地域における民間活動を支える財源として、従来から中核的な役割を果たしているが、募金額は平成7年度をピークとして減少してきているところである。

今後とも、国民運動としての共同募金運動の活性化・推進に向けて、一層の御支援をお願いしたい。

(参考) 中央共同募金会の行う募金運動の内容

募金名	赤い羽根共同募金	ふるさとサポート募金 (ふるサポ)	災害ボランティア・ NPO活動サポート募金 (ボラサポ)
コンセプト (メッセージ)	じぶんの町を良くするしくみ	都道府県・市区町村まで指定して 募金できるしくみ	被災地を支える人を 支えるしくみ
目的	募金された地域の 社会福祉活動を支援	指定された都道府県や市区町村の 社会福祉活動を支援	災害支援活動を支援
ターゲット	地域住民	「ふるさと」を応援したい 都市住民	国内外の 被災地を応援したい人たち
ロゴマーク			
実施主体	47都道府県の共同募金会	中央共同募金会を通じて、 47都道府県の共同募金会へ	中央共同募金会
主な 寄付ルート	戸別募金・街頭募金 職域募金・学校募金他	Web・mobile	振込・Web

参 考 資 料

平成24年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成24年度予算（案）	2兆9,452億円 [※]
平成23年度当初予算額	2兆6,669億円
差 引	2,784億円 (対前年度伸率 10.4%)

※ 復興庁計上分を含む。

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆5,676億円 → 2兆7,924億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 200億円 → 237億円

東日本大震災復旧・復興経費

- 災害救助費等負担金（東日本大震災分） 494億円
- 社会福祉振興助成費補助金（災害対策分） 5億円
- 日本社会事業大学における防災・節電対策 4億円

I 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護受給者等の就労・自立支援対策（トランポリン機能）の強化（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

生活保護受給者や生活保護に至るおそれのある者のうち、通常の就労支援では直ちに就職には結びつきにくい者を対象に、生活のリズムづくりなど基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能の習得支援、能力に合わせたきめ細かい個別求人開拓等の取組を総合的に実施する。

2 子どもの貧困対策の充実（「貧困の連鎖」の防止）（一部重点化）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

生活保護世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施することにより、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止を図る。

3 後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護でも後発医薬品の更なる使用促進を図るため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員（仮称）」を配置し、受給者へ後発医薬品に関して説明し、理解を求め、後発医薬品を一旦服用することを促すとともに、医療機関・薬局への周知・協力依頼を行うほか、電子レセプトを活用した点検を強化するなど、医療扶助の適正化を推進する。

4 「福祉から就労」支援事業の拡充

【職業安定局計上】

東日本大震災の影響等による生活保護受給者の急増を踏まえ、自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、福祉給付受給者を対象に、受給申請等の段階からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等を重点に就労支援の強化を図る。

5 生活保護費

2兆8,319億円

（1）保護費負担金

2兆7,924億円

（2）保護施設事務費負担金

282億円

（3）生活保護指導監査委託費

20億円

Ⅱ 地域社会の再構築

1 地域生活定着促進事業の実施（一部重点化）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者の社会復帰や地域生活への定着をより促進するため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う。

2 地域人材活用支援事業（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

定年退職者等が持っている資格やノウハウを地域に還元し、活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、高齢者や障害者など社会的弱者等に対する支援を行うことにより、地域の再生・支え合い体制の構築を行う。

3 社会福祉振興助成費補助金

24 億円

（うち、復旧・復興経費分 5 億円）

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

また、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

Ⅲ 災害救助法による災害救助

災害救助費等負担金

496 億円

（うち、復旧・復興経費分 494 億円）

東日本大震災による被災者の方々の住居の安定を図るなど、応急救助に必要な経費を負担する。

Ⅳ 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施

56百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

（１）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習に対する支援を行う。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

（２）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

121百万円

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を開始する。

V 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護人材の確保の推進

(1) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 237 億円の内数】

介護福祉士等修学資金貸付事業において、貸付対象に実務者研修受講者を加え、質の高い介護福祉士の安定的な確保を図る。

また、福祉・介護人材の確保を推進するため、都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 38 百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 66 百万円

2 指導的福祉人材の養成等

(1) 社会事業学校経営委託費等

7 億円
(うち、復旧・復興経費分 4 億円)

日本社会事業大学において、介護サービスの質の向上を図るため、「介護福祉学」を確立するための研究を実施する。

また、施設の改修等を実施し、学生等の安全の確保を図り、復興を支える福祉・介護人材の養成を推進する。

(2) 社会福祉職員研修センター経営委託費 36 百万円

VI 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付枠の確保

・資金交付額	3, 9 1 2 億円
・福祉貸付	2, 1 1 8 億円
・医療貸付	1, 7 9 4 億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

(貸付条件の改善)

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の融資の相手方の拡大
- ・障害福祉サービス事業所等の融資の相手方の拡大
- ・児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付に係る優遇措置
- ・養護老人ホームの老朽化等に伴う建替に係る優遇措置
- ・国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る優遇措置

(優遇措置の延長)

- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置
- ・療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置
- ・障害者の就労支援事業の推進に伴う融資条件等の変更
- ・介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置
- ・社会福祉事業施設耐震化に係る融資条件の優遇措置
- ・スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

2 1 3 億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

平成23年度第四次補正予算（案）の概要（抜粋）

福祉・介護人材確保対策の継続

（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長等（24年度末））

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を1年間延長
(～平成24年度)
- 福祉・介護人材確保対策については、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて、交付額の範囲内で事業を実施
- 事業内容を、以下のとおり見直し

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

1. 福祉・介護人材参入促進事業
2. 潜在的有資格者等再就業促進事業
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業
4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業
5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業
6. 各都道府県の実情に応じた独自事業

- 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに活動指標・成果指標を設定

平成24年度社会・援護局関係主要行事予定＜社会関係＞

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4 月				
5 月	- 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会 - 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議 - 災害救助担当者全国会議	東京都 東京都 厚生労働省	自立推進・指導監査室 自立推進・指導監査室 災害救助・救援対策室	5月9日～11日 5月23日～25日 5月下旬
6 月	生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	保護課	6月20日～22日
7 月				
8 月	生活保護査察指導に関する研究協議会	東京都	自立推進・指導監査室	8月24日～26日
9 月	- 第36回全国救護施設研究協議大会 - 第21回全国ボランティアフェスティバルみえ	静岡県浜松市 三重県	保護課 地域福祉課	9月20日～21日 9月29日～30日
10 月	- 共同募金運動 - 第81回全国民生委員児童委員大会	全 国 大分県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月18日～19日
11 月	- 福祉人材確保重点実施期間 - 全国社会福祉大会 - 介護の日	全 国 日比谷公会堂 全 国	福祉基盤課 総務課 福祉基盤課	11月4日～17日 11月16日 11月11日
12 月				
1 月	- 全国厚生労働関係部局長会議 - 社会福祉士・介護福祉士国家試験（筆記試験）	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2 月				
3 月	- 社会・援護局関係主管課長会議 - 生活保護関係全国係長会議 - 介護福祉士国家試験（実技試験）	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬

福祉避難所の指定状況について(平成23年3月31日現在)

○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	179	28	15.6%	25滋賀	19	8	42.1%
2青森	40	5	12.5%	26京都	26	14	53.8%
3岩手	34	12	35.3%	27大阪	43	26	60.5%
4宮城	35	24	68.6%	28兵庫	41	23	56.1%
5秋田	25	4	16.0%	29奈良	39	11	28.2%
6山形	35	5	14.3%	30和歌山	30	13	43.3%
7福島	59	7	11.9%	31鳥取	19	5	26.3%
8茨城	44	11	25.0%	32島根	21	4	19.0%
9栃木	27	10	37.0%	33岡山	27	3	11.1%
10群馬	35	17	48.6%	34広島	23	7	30.4%
11埼玉	59	31	52.5%	35山口	19	15	78.9%
12千葉	54	13	24.1%	36徳島	24	14	58.3%
13東京	62	51	82.3%	37香川	17	15	88.2%
14神奈川	33	27	81.8%	38愛媛	20	10	50.0%
15新潟	30	15	50.0%	39高知	34	6	17.6%
16富山	15	4	26.7%	40福岡	60	31	51.7%
17石川	19	10	52.6%	41佐賀	20	8	40.0%
18福井	17	14	82.4%	42長崎	21	7	33.3%
19山梨	27	25	92.6%	43熊本	45	10	22.2%
20長野	77	39	50.6%	44大分	18	10	55.6%
21岐阜	42	24	57.1%	45宮崎	26	4	15.4%
22静岡	35	34	97.1%	46鹿児島	43	13	30.2%
23愛知	57	31	54.4%	47沖縄	41	19	46.3%
24三重	29	12	41.4%	全国合計	1745	729	41.8%

※福祉避難所を1カ所以上指定・協定済みの自治体数